

1 議事日程

〔令和8年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

令和8年3月4日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第10号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第11号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第12号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第13号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第14号 太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	神武綾	議員	副委員長	馬場礼子	議員
委員	門田直樹	議員	委員	笠利毅	議員
〃	原紳次郎	議員	〃	久和満晴	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

総務部長 (経営企画担当)	轟貴之	教育部長	添田邦彦
総務部理事 (市長室担当)	杉山知大	教育部理事	平野善浩
総務部理事 (総務担当)	宮崎征二	議会事務局長	野寄正博
総務課長併 選挙管理委員会事務局長	鳥飼太	社会教育課長	井本正彦
総務課秘書担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼シティプロモーション担当課長	平嶋香代子	学校教育課長	鍋島順一
経営企画課長	宮原竜	文化財課長	井上信正
文書情報課長	立石泰隆	文化学習課長	茂田和紀
管財課長	松隈誠宏	スポーツ課長	橋川史典
管財課公共施設整備担当課長併 社会教育課教育施設整備担当課長	福田久博	監査委員事務局長	松尾誓志
防災安全課長	糸山邦明	議事課長	花田敏浩
地域コミュニティ課長	高田政樹	会計課長	松井百合子

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 三舛貴市

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（神武 綾委員） 皆さんおはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第10号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（神武 綾委員） 日程第1、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題とします。

執行部の説明を求めます。

公共施設整備担当課長。

○管財課公共施設整備担当課長（福田久博） おはようございます。「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、条例改正新旧対照表の3ページ、太宰府市附属機関設置に関する条例新旧対照表をご覧ください。

表の右側、改正案の一番下段、太宰府市公共施設整備検討委員会につきましては、太宰府市公共施設の整備に関する事項について調査及び審議することを目的に設置するもので、学識者等による検討委員会を組織するために、条例の一部を改正させていただくものです。

説明は以上です。

○委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

馬場委員。

○副委員長（馬場礼子委員） 公共施設整備検討委員会ということですが、たくさん公共施設あるんですけど、これ個別の委員会ってということですか。それとも総合的なものなんですか。

○委員長（神武 綾委員） 公共施設整備担当課長。

○管財課公共施設整備担当課長（福田久博） 当委員会におきましては、公共施設全体の整備スケジュールの検討を考えておきまして、ほかの2つの委員会につきましては、関連する施設の整備方針等、具体的な施設の整備について検討することとしております。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今、各委員会が関連するということであったかと思うんですけども、全体のスケジュール等を勘案する委員会と個別にということで、その間の、何ていうんでしょうか、やり取りとか調整というのは、この全体を持つほうで行っていくという形を取る想

定になってるのでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） 公共施設整備担当課長。

○管財課公共施設整備担当課長（福田久博） まず、全体を統括するために公共施設整備検討委員会を立ち上げまして、お互い連携しながら、ほかの2つの委員会とも連携しながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 西鉄の駅が3つあるわけですよね。太宰府はもうちょっと格が違うと思うけども、五条は確かに一時期中心的な位置づけやったかもしれませんが、同様に都府楼前駅がありまして、非常にやっぱり市民というか、やはり近隣の市民の声としては、もう少し何とかならんのかと。高架は、あそこの御笠川と都府楼の特別史跡からなんからね、高速があつてなかなか難しいというのは理解できますが、もともと店が張りつかんというのは、そもそもそういう施策がなかったから大きいのではないかということで、要はこの五条のことがあるのはこれ全然反対どころか大いにやっていただきたいと思っておりますが、今後そういうふうな並列した形でやるような方向性、今度総合計画も策定される方向であるということは施政方針でおっしゃってますけども、何かしら何かそういったところも将来性があるのかなというところをちょっと聞かせてください。

○委員長（神武 綾委員） 総務部長。

○総務部長（轟 貴之） まず、今回の動き出しにつきましては、公共施設等総合管理計画におきまして、既に整備方針のモデルプランというところで、いきいき情報センターを含みます全世代交流型というものと、あと南隣保館等を中心とします近接型（1）というものが既に示されておりまして、まずそちらについては、公共施設整備検討委員会とほぼ同時進行的な形で動き出そうというところで考えておるところでございます。

ただ今後につきましては、公共施設の整備方針としまして、やはり施設の配置、コミュニティエリアの検討といったところも視点として持ちながら進めていきたいなと思っておりますので、総合計画や都市計画関連あたりとも連携しつつ、その辺り施設としてもうまく整備できればなというところで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 議案を見てきた段階では、それぞれ担当するところがそれなりにはっきりしているのですが、今説明を受けたような形で密な連携を取るという想定でちょっとこの場に来ていなかったのですが、質問なんですけれども、連携を取るというと人を共通にするというのは1つの考え方なんですけれども、人選について、どのような形で、あまり人が固まってしまっはしようがないという気もしますし、様々な多様な意見を取り入れるということは施政方針で

も入っていたので、ちょっと連携を取るに当たっての人選の考え方のようなものを少し聞かせていただければと。

○委員長（神武 綾委員） その前に、今の公共施設整備検討委員会のことについての議案ですので、設置についてですので、人選についてのところだけの質疑でよろしいですか。

公共施設整備担当課長。

○管財課公共施設整備担当課長（福田久博） 今回の委員の人選についてなんですけど、建築分野などの学識者や自治会の代表、福祉関係からの選出を検討しているところです。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第10号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第11号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について

○委員長（神武 綾委員） 日程第2、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳥飼 太） 議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料は、議案書18ページから21ページ、条例改正新旧対照表5ページから13ページです。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、本市の条例内容を法律に適合させるべく改定するものです。

具体的な改正事項といたしまして、これまでは部分休業制度において、1日の勤務時間の始まり、または終わりにおいて、合計2時間を超えない範囲内で勤務しないことが可能でしたが、新たな改正ではさらに柔軟な勤務形態を選択できるようになります。具体的には、1年につき10日を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことが選択可能になることが追加されます。このことにより、育児を行う職員がそれぞれのライフスタイルや家庭状況に応じて、より柔軟な休暇取得を行えるようになります。この改正は、職員が育児に専念しつつも、職務を継続できる環境を整える目的であり、働きやすさを全体的に向上させ、組織としての働き方の多様性を尊重する一助となると考えております。

委員の皆様には、本改正が本市職員の育児との両立を支援する重要な取組である点をご理解いただけますと幸いです。

説明は以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

馬場委員。

○副委員長（馬場礼子委員） 今回、国の改正に伴ってのあれなんですけども、実際、太宰府市の市役所自体がそういう取りやすい環境とか、環境整備ってというのはどういうふうを考えてあるんでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） 総務課長。

○総務課長（鳥飼 太） 職員の協力をいただくということはもちろんですけども、状況によっては、育児休業とかを取ってあれば、例えば会計年度任用職員さんを任用したりとか、そういったことで対応させていただくこともございます。

○委員長（神武 綾委員） ほかに。

馬場委員。

○副委員長（馬場礼子委員） 今回、施行日が令和7年10月1日からの適用でなってる、これは何か意味があるんでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） 総務課長。

○総務課長（鳥飼 太） 10月1日の法施行ということでしたけれども、11月議会ということではちょっとそこには間に合わなかったという状況で、今回上程をさせていただいております。

○委員長（神武 綾委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(神武 綾委員) 全員挙手です。

よって、議案第11号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第12号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

○委員長(神武 綾委員) 日程第3、議案第12号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(橋川史典) 議案第12号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は22ページから24ページ、条例改正新旧対照表は14ページから15ページでございます。

今回の条例改正は、令和6年度に太宰府小学校の体育館に空調設備が設置され、令和7年度に太宰府小学校及び学業院中学校を除く市内の小中学校の体育館に空調設備が設置されました。

また、市内5つの小中学校の体育館にシャワーが設置されたことに伴い、新たに空調設備及びシャワーの使用料を設定するものでございます。

それでは、条例改正新旧対照表の14ページをご覧ください。

別表(第3条関係)の区分、小学校及び中学校の欄に「体育館空調」を加え使用料1時間につき1,000円(半面使用は500円)を設定しております。あわせて、「体育館シャワー」を加え、使用料5分につき100円を設定しております。

また、次のページ、備考の欄でございますが、区分の欄を補足として2番に「太宰府南小学校の使用料には、空調使用料を含めたものとする。」を追加し、3番に「小学校及び中学校の教室の使用料には、空調使用料を含めたものとする。」の文言を加えます。このことから、現行の2番から5番を4番から7番に繰下げの変更をしております。

説明は以上でございます。

○委員長(神武 綾委員) 説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員(笠利 毅委員) 空調設備等が入ってからしばらく時間がたってからの提案ということに

なるんですけれども、そのタイムラグをどのように説明するのかという点と、あと利用者さんにはどのような形でこれを伝えているのかというのを教えてください。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 今年度までは、空調設備が設置されてから、あくまでも今年度は試用期間を設けまして、今年度使用者の方に利用していただいているというところがございますし、あわせて利用者の方には、4月からは次年度からは有料になりますというアナウンスをしているところがございます。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

馬場委員。

○副委員長（馬場礼子委員） 1時間1,000円という電気代の積算根拠というんですか、なぜ1,000円という金額なのか。それはかなりの総事業費が今度かかっていると思うんですけれども、電気代実費請求というんですか、実費分なのか、あるいはその総事業費の回収目的も実際あるのか、どちらでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 今回の使用料の算定につきましては、電気代とか燃料費、基本料金や料金のランニングコストを計算しておりまして、各学校の平均値を出して全学校に適用をしているというところがございます。もちろんイニシャルコスト、工事費用も含めないといけないのかもしれませんが、最近の猛暑なども考慮し、利用促進を図る観点からもランニングコストだけで計算をしているところがございます。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） ちょっと確認したいんですが、まず体育館のシャワーというのは昔あったんですよね。もう壊れてしまって、いつの間になくなってしまったということで。それとか空調に関しては、私個人的な考えですけども、スポーツ、運動に関しては、寒いときは寒い、暑いときは暑いのは当たり前であって、その中でやるのがスポーツだと思いますけども、ただやっぱり高齢者などがだんだん増えてきて、あるいは避難所としてもここは使われるということで、こういった方向はいいことだと思うんですけど、後の議案の運動公園にもちょっと関わりますけども、スポーツ団体、特に少年スポーツ団体ですね、スポ少とかスポ協等々に通常加盟していると思いますが、減額の部分、4分の3であるとか、その辺の数字というのはこの表の中にはどっか出てくるのか、全く別ですかね。ちょっと聞かせてください。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 基本的に減免については考えておりません。今現在、小中学校の体育館の照明利用料とか、そういったものも減免の対象にはなっておりませんので、今回の空調も減免の対象にはしておりません。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 照明って、昔、何十年も前やけど、もともと体育館というのは照明代だけ取りよったんですよね、3か月に1回。今、細かくこうなってきたんだけど、いや、私が聞いているのは定期利用団体の話です。定期利用団体のその減免に関しては、何か別途を定めてあるのかということをお聞かせください。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 定期利用団体についても別途の減免というのはありません。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 何かよく分からん。あれ、ないというのはいつ、急になくなったわけ。昔あったけど。昔って長いこと。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） スポーツ協会に加盟してるっていう。

○委員（門田直樹委員） そうそう。

○スポーツ課長（橋川史典） それであれば減免の対象になっております。

○委員長（神武 綾委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） この表にはそれは出てきてないということですね。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） そのとおりでございます。

○委員（門田直樹委員） 分かりました。

○委員長（神武 綾委員） ほかに質疑ありませんか。

原委員。

○委員（原紳次郎委員） 質問でございますが、体育館の空調の使用料半面のときは500円という形になっております。実際には空調はフル稼働する中で、半面使うということだけで500円という形になりますが、使う電気代等は変わらない状況かと思いますが、その辺のところでは500円にしたのは、ある種半面しか使わないからっていうことでのサービスっていう感覚で見るといいのでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 空調につきましては、半面ずつ空調が効く設定になっておりますので、風が出てくるっていう設定に。最終的には広まって全体は涼しくなるとは思いますが、半面の利用で設定をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） 原委員。

○委員（原紳次郎委員） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（神武 綾委員） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第12号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第13号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（神武 綾委員） 日程第4、議案第13号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 議案第13号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は25ページから28ページ、条例改正新旧対照表は16ページから18ページでございます。

今回の条例改正は、太宰府市立松川運動公園内にスケートボード場が設置されることに伴い、施設使用時間、施設使用料及び施設備品使用料を設定するものでございます。

それでは、条例改正新旧対照表の16ページをご覧ください。

別表第1（第4条関係）の松川運動公園の施設名の欄の中に、スケートボード場を設け、利用期間、利用時間を設定しています。

次に、別表第2（第7条関係）の松川運動公園の使用料区分、施設使用料の欄にスケートボード場を加え、1回一般300円、小・中学生100円の使用料を設定しています。

また、松川運動公園の使用料区分にスケートボード場備品使用料を加え、ヘルメットとプロテクター、それぞれ100円の貸出料を設定しています。

説明は以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） このスケボーのところは、使用料の中に照明も、ちょっと見ききらんの  
かもしれんが、照明は一緒ですかね、別なのかな。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 照明料金は取る予定はありません。使用料のみでございます。

○委員（門田直樹委員） 分かりました。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

馬場委員。

○副委員長（馬場礼子委員） ちょっと簡単な質問なんですけど、やっぱり300円という積算根拠  
と、あと今回は市内と市外が同額なんですけども、その理由を教えてください。

○委員長（神武 綾委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 積算根拠につきましては、近隣であればもう春日公園とか筑後広域  
公園とか公的な機関がやっておりますが、そこが300円を取っているというところございま  
す。また大野城市はコンクリートのセクションがあって、無料で使わせているところもありま  
すが、基本的には有料のところがありますので300円です。春日公園を参考にさせていただ  
いております。

それと、市内と市外ですよ。今回のスケートボード場はあくまでも初心者向けの施設とし  
て考えておまして、スケートボードの普及促進、将来のスケートボード選手の発掘、育成な  
ど、競技人口の裾野を広げることを考えておまして、市外、市内の区分を設けてないとい  
うところでございます。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

私のほうから。スケートボード場の時間なんですけど、利用時間が午前9時から午後9時半  
までっていうふうになってますけど、このスケートボード場の設置、建設に当たって、場所が  
暗くて危ないんじゃないかっていう話ありましたけども、スケートボード場までに行く道筋の  
街灯とか、そういうところは少し整備されたんでしょうか。その点分かればお願いします。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 街灯というのは、上下水道事業センターに入ってからのものでござ  
いますか。その整備は行っておりません。

○委員長（神武 綾委員） それともう1点、すみません。この9時半までの利用で、外に管理人  
さんはいらっしゃるということでしょうか。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 基本的に体育館の中に管理人さんがいらっしゃいますので、スケー  
トボード場も併せて見ていただいておりますので、そのところは管理人がいるというところ

でございます。

○委員長（神武 綾委員） 分かりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第13号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第14号 太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について

○委員長（神武 綾委員） 日程第5、議案第14号「太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（糸山邦明） 議案第14号「太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書は29ページから32ページでございます。

本市における、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市及び市民等の責務、犯罪被害者等の支援の基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

説明は以上です。

○委員長（神武 綾委員） 説明は終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） いろいろちょっと分からないことがあるんですけども、まずこれをつくろうっていう議論、検討というのは、いつ頃からどういう形で始めてきたのかということをおちょっと教えてください。

○委員長（神武 綾委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（糸山邦明） こちらのほうにつきましては、まず国において犯罪被害者等基本法が平成16年に制定されております。犯罪被害者等支援に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されたことにより、福岡県においても福岡県犯罪被害者等支援条例が平成30年に制定されました。これらの取組において、市町村においても同様の支援を行えるように規定されており、あわせて県内の市町村で統一的な支援が行われるよう、今回、福岡県警及び福岡県からの要請等を含め、今回改めて議案の上程に至ったものでございます。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ちょっとよその状況までは調べてないんですけども、ということは県内各自治体でほぼ同時期にこれを制定していくという動きになっていると理解してよろしいでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（糸山邦明） 令和7年4月1日現在、福岡県60市町村中21市町村が制定しております。今回、太宰府市、上程させていただいておりますけども、筑紫地区においても本市を含めた5市で足並みをそろえて今回条例を制定する予定でございます。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） ほかに。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 1点だけ。対象犯罪被害者等ですが、市内に住所云々ということですが、本市は、振り返ると重大事件が今まで結構たくさん起きとるんですよ、細かく言いませんけど。それはともかく、この条例施行後っていう意味ですかね。その前の方々は今も困ってるから支援とかいう形じゃないですよ。どっちかな。聞かせてください。

○委員長（神武 綾委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（糸山邦明） あくまでも条例が制定された、予定では今年の4月1日以降の犯罪に対する被害者支援ということで考えております。

以上です。

○委員（門田直樹委員） 分かりました。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

馬場委員。

○副委員長（馬場礼子委員） これまでの犯罪被害者の相談支援内容であるとか、そういった具体的な課題とかそういったものは、どこがどういうふうな形で整理されて、何か残ってるんでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（糸山邦明） 今までの履歴といいますか、実績があるかというところでよかった

ですかね。犯罪被害者というところでの支援をしてほしいということでの実績は特にはないです。ありませんでした、過去には。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） 馬場委員。

○副委員長（馬場礼子委員） 今後はその相談窓口というのはつくられるのでしょうか。そしてそこには専任というか、そういう方たちを配置されるのでしょうか。

○委員長（神武 綾委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（糸山邦明） 今回、犯罪被害者の支援ということで、警察との連携が密に必要かと思われまますので、まずは防災安全課が相談の受付といいますか、相談窓口になると考えております。その後、相談の内容ですとか事案によって、庁内関係部署及び庁外の関係部署と連絡を取りながら全庁的に支援を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） 馬場委員。

○副委員長（馬場礼子委員） ということは、やっぱりそういう専任は置かないということですね。

○委員長（神武 綾委員） 総務部理事（総務担当）。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 専任ということがございますけれども、これまでのところから少しお話いたしますと、これまで警察のほうで事件がありまして、そのほうで犯罪被害者の方へのケアはまず第一義的に行われております。これはこれからも変わらないとこなんですが、その中で警察でもやっぱり支援の制度があったり、先ほど申し上げた福岡県のほうでも制度があると。そこと連携して市町村において様々な市町村も福祉制度や、適用する事業等を行っておりますので、それぞれ連携して行ってきたところですが、1つはこういう条例をつくって一体的に全庁的に取り組んでいこうということで、先ほど申しました防災安全課が警察のほうと連携をより太くして、そこから庁内のいろんな事業に展開できるような窓口、担当窓口というより防災安全課のほうでまずは主体的に取り組んでいこうというふうなことで考えているところです。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） この条例案を読ませていただいて、幾つか疑問に思った、最初に言いましたけれども、相談窓口を置くというのは分かって、今のご質問だと例えば様々な福祉サービスを云々というようなことが8条にありますけど、これは市として持っている様々な福祉サービスに積極的につないでいく体制を整えるという意味ですよね。うなずいていただいているので、その次に行きますけれども、もう一つ、はっきりしないと思ってたのが、例えば第2条で、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響と、その準ずるものを果たして市で判断するののかであるとか、あと10条でいうところの例外的な対応を取るところとか、これの解釈っていうの

は県レベルで大体統一的な解釈を持って臨むというふうに理解してよろしいわけですね、ここまでの説明からすると。

○委員長（神武 綾委員） 総務部理事（総務担当）。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員ご指摘のとおりでございます、警察のほうにもそういう相談機関というか委員会等がございます、そちらのほうからうちのほうに、この方は犯罪被害者には当たられますよというふうな通知等も来ますので、そういった警察のほうの基準をもって我々のほうもこの条例を適用した支援を行っていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） ほかに。

久和委員。

○委員（久和満晴委員） 14条ということで国、県ということと連携を取っていただくということ、窓口担当ということはありませんけれども、11号の育児休暇等にも連携はするかと思いますけれども、大変な激務になりますんで、そこは臨機応変に対応を取っていただいて、スムーズな管理、マネジメントのほうをお願いしたいっていうのと、本当に細かい事例が出てきますんで本当に大変だと思いますけども、スムーズな対応、優しい対応、そして職員さんにも優しい対応をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（神武 綾委員） 久和委員ちょっと確認ですけど、今議案第14号でよろしかったですか。はい。

ほかにございますか。

原委員。

○委員（原紳次郎委員） 久和委員の関連で。これすばらしい条例だと思っております。やっぱり犯罪被害者の方は大変心理的に肉体的にダメージが大きい方でいらっしゃいます。それを今度、太宰府市としてもケアに取り組んでいこうということの姿勢でございますので、市としてのやはりモラルっていいでしょうか、いったものをきちっと市の職員全体にこの条例をきちっと説明しておくべきことで、それは知りませんでしたと、職員がそういうことを知らないということがないように、どのように市のほうで職員の方々にこの条例の説明をされていくのか。そして先ほど馬場議員から窓口の説明がございましたが、非常にやはり相談しにくい方々がやはり来られると思います。その窓口が防災安全課ということで、そこであることをいかに市民の方に周知されていくのか。この2点。やはり大変犯罪被害者の方は、本当に市役所の市民の窓口のところでも名前呼ばれるだけでも嫌だと思います。自分の名前が呼ばれることで、服役した方がいつ自分の住所、所在地を知り得るか、恐る恐る生きていってというのが現状で、仮に仮釈放されたという情報が警察から上がってきた場合に、その方は大変恐ろしい感覚で生活をされるということになります。ですので、防災安全課だけが十分に把握できていても、市民

課の方がそれが分からなくて何の気なくぼっと名前をフルネームで呼んでしまう、下の1階で。そういうことさえ青ざめてしまうと思います。そういったことに対するケアを市のほうでどのように取り組んでいこうと考えられているのか、その考えをお聞かせください。

○委員長（神武 綾委員） 総務部理事（総務担当）。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 原委員おっしゃっていただいたようなことは非常に重要な視点で、この犯罪被害者支援に限らず、我々のほうの窓口には様々な困難をお抱えの状態でお越しいただいたりされる方もいらっしゃいます。そういった方たちとも同じような対応を心がけていきたいというふうに考えるところでございますが、まずこの犯罪被害者の方に関しましては、警察のほうでもしっかり初動というか対応いただきまして、そこからの円滑な引継ぎを受けまして、きっちりと伴走というか共に歩みながら相談に乗らせていただいて、決して、何ていうんですか、外に出すことのないようにというか気をつけながらやっていきたいと思えます。あとはご指摘の点の庁内への周知、そういうところは我々も議員ご指摘の点を踏まえて周知して行って、しっかり対応ができればと思います。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（神武 綾委員） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（神武 綾委員） 全員挙手です。

よって、議案第14号「太宰府市犯罪被害者等支援条例の制定について」は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（神武 綾委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（神武 綾委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（神武 綾委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求

書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（神武 綾委員） これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年5月18日

総務文教常任委員会 委員長 神 武 綾